

## 農用地利用集積計画利用権設定申出書の提出要領 (農地中間管理事業)

1 期間及び期日	<p>(1) 設定開始日は毎月1日です。</p> <p>(2) 利用権設定期間は1年以上20年以内です。ただし期間満了日は12月31日とします。(10年を超える期間を設定すると機構集積協力金の対象になる場合があります。)</p> <p>(3) 途中解約は可能です。(合意解約)</p>
2 申出書の提出先・提出方法について	<p>提出先：JAあいち豊田の各営農センター</p> <p>提出方法：窓口にご持参ください。</p>
3 申出地について	<p>対象となる農地は、「市街化調整区域」及び「都市計画区域外」です。</p>
4 <u>借り手</u> について (利用権の設定を受ける者)	<p>(1) 農地中間管理事業の借受希望者リストに、事前に登録することが必要です。(公益財団法人愛知県農業振興基金のホームページへリストを公表します。)</p> <p>(2) 「農用地等借受申込書」に必要書類を添えて申し込みをしてください。</p> <p>(3) 手続きについては、JAの各営農センター又は公益財団法人愛知県農業振興基金へご連絡ください。</p>
5 <u>貸し手</u> について (利用権の設定をする者)	<p>(1) 貸し手は、登記上の所有者となります。</p> <p>(2) 住所は現住所を記載してください。</p> <p>(3) 農地が共有名義の場合は、持分割合を合計して2分の1を超える名義人の同意が必要です。</p> <p>(4) 農地が相続登記未了の場合は、貸し手の氏名に「被相続人名(死亡した登記名義人)」を明記してください。持分割合を合計して2分の1を超える相続人の同意が必要です。</p>

※申出された利用権は、農業委員会の決定の後、公告されることで権利が設定されます。

※申出書の内容に誤りがないように十分確認をしてください。誤った内容によって申出された利用権については、取り消しになる場合があります。